

# 一般社団法人 江戸川北法人会女性部会規程

## 第1条（名 称）

本会は一般社団法人江戸川北法人会女性部会（以下女性部会）と称す

## 第2条（組 織）

女性部会は一般社団法人江戸川北法人会会員のうち女性経営者及び代表者の推薦する女性社員をもって組織する

## 第3条（目 的）

女性部会は一般社団法人江戸川北法人会の定める目的に従って法人会活動を推進し、企業経営の健全な発展に寄与すると共に会員相互の親睦を図ることを以て目的とする

## 第4条（事 業）

女性部会はその目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 法人会活動を活発化するため組織の拡充、体質の強化について積極的に法人会活動を支援する
- 2 会員企業の健全な発展を目指して経営能力、税務知識の向上を図るため講習会・研修会を開催する
- 3 その他会員企業の相互啓発を促進し、協調と連帯を深めるため各事業を行う

## 第5条（役 員）

本会に次の役員を置く

|     |      |      |      |         |
|-----|------|------|------|---------|
| 部会長 | 1名   | 副部会長 | 6名以内 |         |
| 会 計 | 2名以内 | 監 事  | 2名以内 | 幹 事 若干名 |

## 第6条（役員の選任）

役員は総会において会員の中から選任し、部会長・副部会長・会計・監事は役員の互選により選任する

## 第7条（任 期）

役員の任期は2ケ年とする。但し再任を妨げない

## 第8条（会 議）

会議は部会・役員会とする

## 第9条（会 計）

女性部会の会計は一般社団法人江戸川北法人会会計並びに部会費によって賄う  
会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は部会にて行う  
但し、特別な事業又は役員会において特に定めた場合はその都度会費を徴収する事ができる

## 第10条 慶弔規程を設けて部会員の福祉に供する

- 付 則
- 1 この規程は昭和57年2月23日より施行する
  - 2 この規程の一部改正は昭和59年5月18日より施行する
  - 3 この規程の一部改正は平成8年5月10日より施行する
  - 4 この規程の一部改正は平成12年5月11日より施行する
  - 5 この規程の一部改正は平成27年4月8日より施行する